

狂犬病予防注射を実施します

地区	月日	場 所	時 間	地区	月日	場 所	時 間				
三吉・開地	4月8日(水)	上戸沢バス停前	9:20～9:30	禾生	4月13日(月)	営農指導センター前	10:50～11:10				
		下戸沢清水場	9:35～9:45			井倉消防会館前	11:20～11:40				
		引の田伊藤商店前	9:50～10:00			月見ヶ丘公民館前	1:10～1:30				
		谷村第二小学校前	10:10～10:40			保寿院前	1:35～1:55				
		法能消防会館前	10:50～11:20			和生地域コミュニティセンター前	2:00～2:30				
		住吉球場入口	11:25～11:45			川茂消防会館前	2:35～2:55				
		菅野公民館前	1:15～1:25			小形山消防会館前	3:00～3:20				
		大野屋商店前	1:30～1:40			田野倉公民館前	3:25～3:55				
		杉本商店前	1:45～2:05			谷村	4月14日(火)	鶴水園(旧水道部)	9:30～9:50		
		上水道PCタンク前	2:10～2:20					田原公民館前	10:00～10:20		
		中小野公民館前	2:30～3:00					上町自治会館前	10:30～10:50		
		緑町公民館前	3:10～3:30					市役所入口	11:00～11:30		
		宝	4月9日(木)					一の橋前	9:30～9:40	仲町大神社前	1:10～1:40
								上大幡公民館前	9:50～10:10	高尾山前	1:50～2:10
農協大幡支所前	10:20～10:40			専念寺前	2:15～2:35						
宝地域コミュニティセンター前	10:50～11:10			深田水神宮前	2:40～3:00						
旧平栗分校前	11:20～11:30			都留警察署前	3:10～3:30						
厚原日東工業前	11:35～11:45			東桂	4月16日(水)			十日市場公民館前	9:30～10:00		
金井志村商店前	1:10～1:30							古渡公民館前	10:10～10:30		
羽根子公民館前	1:35～1:55							上夏狩公民館前	10:40～11:00		
鷹の巣消防会館前	2:05～2:25							東桂地域コミュニティセンター前	11:10～11:40		
道生堀バス停前	2:30～3:00							堺公民館前	1:15～1:45		
盛里	4月13日(月)					首雄公民館前	9:30～9:50	宮下消防会館前	1:50～2:20		
						大平盛里運送前	10:05～10:15	大沢橋前	2:30～2:50		
						盛里地域コミュニティセンター前	10:25～10:45	沖公民館前	2:55～3:05		

平成4年度の犬の登録及び予防注射を実施しますので最寄りの会場で必ず受けてください。また、注射料金が変わりましたので、ご確認ください。

注意…(1)首輪や鎖は必ずつけ、犬を押さえることができる飼主の方がお連れください。

(2)台帳と照合するため、通知書を忘れずに持参してください。

なお、通知書の届かない方でも生後91日以上犬を飼っている方は受けてください。

(3)当日は、大変混雑しますのでおつりのないようお願いいたします。



愛犬家の皆さんへ

最近、犬の放し飼いが目立ちます。放し飼いにしておくと、人に危害を与えるようなことがありますので、犬はつないで飼いましょう。子犬にお困りの方は、黙って捨てずに月1回の不用犬・猫巡回収集日に出しましょう。

問合せ 保健環境課環境係

料金表

※上記の表は集合注射料金(5,020円)です。

集合注射	病院注射	訪問注射
5,020円	5,520円	6,220円

暴力団対策法の施行

《暴力団対策法の概要》

1.本法の規制対象となる「指定暴力団」「指定暴力団の連合体を都道府県公安委員会が「指定」します。事前に都道府県公安委員会が「聴聞」を行い、国家公安委員会が「確認」という仕組みになっています。

2.指定された暴力団の構成員に各種の規制措置を講じました。

それは、指定暴力団員がその暴力団の威力を示して行う、口止め行為、示談交渉等十一項目の「暴力的要求行為」を禁止したこととです。

また、指定暴力団の構成員に対して「暴力的要求行為」を依頼する行為は禁止されます。

3.暴力団がその事務所を拠点として対立抗争を行っている場合、事務所の使用制限を行うことができます。

4.少年に対する指定暴力団への加入勧誘等を禁止しました。親から「子供を暴力団から救いだして欲しい」との要望を受けた場合にも、公安委員会が必要な措置をとれるようになっていきます。

5.その他、暴力団対策に民間の活



力を導入し、官民一体となった各種運動を展開できるように、各都道府県ごとに「暴力追放運動推進センター」を指定して専門的な知識を持った「暴力追放相談委員」を置くなど種々の活動を行い、官民一体の暴力団追放運動を府県のレベルで強力に推進することとなりました。

《暴力団の壊滅に向けて》

暴力団の壊滅に向けて、特に皆さんにお願いしたいのは、暴力団追放の三原則である。

暴力団を恐れない

暴力団に金を出さない

暴力団を利用しない

を守っていただくことです。

また、暴力団員から不当な要求をされても、即座にお金をだすことなく、

相手が誰なのか

何という組織なのか

どのような用件なのか

をしつかりと確認したうえで、すぐに警察にご連絡ください。

都留警察署